

卒業の認定に関する方針

以下の能力を身につけ、さらに学則で示している卒業に必要な単位を修得している学生について卒業認定会議で卒業認定を行う。

ディプロマポリシー

- (1)人間に対する深い理解と倫理観を身につけ生命を尊重する看護ができる。
- (2)自分の健康をまもるための生活調整ができる。
- (3)豊かな感性と温かい心を持ち、他者を思いやる行動がとれる。
- (4)常に対象に関心を注ぎ科学的・論理的思考に基づいた看護判断ができる。
- (5)さまざまな健康状態にある人に対して、科学的根拠に基づき安全・安楽・自立をふまえた看護実践ができる。
- (6)広い視野を持ち社会の変化に目を向け主体的に学び続けることができる。
- (7)保健・医療・福祉システムにおけるチームの一員として、自覚と責任を持ち、多職種と連携・協働できる。

学則

(卒業の認定)

第 27 条 学校長は、学校に3年以上在籍し、第 19 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 28 条 前条による卒業を認定した者に対しては、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 125 条第 3 項の規定により、専門士(看護専門課程)の称号が与えられる。

細則

第 21 条 卒業認定会議は、学校長、副学校長、教務主任、副教務主任、専任教員及び事務主任、その他学校長が必要と認めた者をもって組織する

2 会議においては次の事項を審議する

- (1)各授業科目(臨地実習を含む)の評価
- (2)出欠(遅刻・早退・欠席とその理由を含む)状況等
- (3)その他